

令和6年5月21日

宇都宮地方検察庁において実施する記者会見等について

宇都宮地方検察庁

宇都宮地方検察庁においては、次のとおり、司法記者クラブに所属していない一定の記者についても、記者会見等に参加できることとしています。

1 記者会見等の実施

(1) 定例記者会見

現在、定例的な記者会見は実施していません（御要望があれば、開催に向けて検討いたします。）。

(2) 臨時記者会見

重大事件の着手・起訴・判決等の際、必要に応じ、臨時の記者会見を実施します。
なお、記者会見を行わない場合でも、必要に応じ、発表案件の概要等を記載した公表ペーパーを配布することがあります。

2 参加対象者

記者会見等には、司法記者クラブ所属の記者において参加できるほか、下記会員社（①ないし⑥）に所属する記者又は⑦、⑧に該当する記者で、事前に登録手続きを行い、当庁が参加を認めた者において参加できることとします。

① 日本新聞協会会員社

② 日本専門新聞協会会員社

③ 日本地方新聞協会会員社

④ 日本民間放送連盟会員社

⑤ 日本雑誌協会会員社

⑥ 日本インターネット報道協会会員社

⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

⑧ 以上のほか、①ないし⑦に該当しない記者で、上記①ないし⑥の各会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

3 事前登録手続

記者会見等の事前登録手続は、[\[別紙\]](#)に定めるところにより行ってください。

今回の登録手続申請期間は、本月22日(水)から同月31日(金)（消印有効）です。